

議案第 1 号

茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の制定について

茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則を次のように制定する。

令和元年 8 月 2 1 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則

茂原市立学校給食共同調理場管理規則（昭和 47 年茂原市教育委員会規則第 14 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、茂原市学校給食センター設置条例（昭和 47 年茂原市条例第 62 号）第 7 条の規定に基づき、茂原市学校給食センター（以下「給食センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（給食の対象）

第 2 条 給食センターは、茂原市立小学校及び中学校（以下「市立小学校等」という。）に在学する児童及び生徒に対し給食を実施する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、給食を実施することができる。

- (1) 市立小学校等に勤務する者
- (2) 給食センターに勤務する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、教育長が必要と認めた者

（休業日）

第 3 条 給食センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、センター長が必要と認めるときは、教育長の承認を得て、給食センターの業務を行うことができる。

(1) 茂原市立小学校及び中学校管理規則（昭和 47 年茂原市教育委員会規則第 8 号）

第 19 条の 2 に規定する休業日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

（給食実施予定の報告）

第 4 条 市立小学校等の校長（以下「校長」という。）は、毎月 5 日までに翌月の給食実施予定をセンター長に報告しなければならない。

（給食食数の変更）

第 5 条 校長は、前項により報告した給食の食数を変更する場合は、変更する日の 3 日前までにセンター長に報告しなければならない。ただし、10 食以上の変更がある場合は 10 日前までに報告しなければならない。

（給食の停止）

第 6 条 センター長は、感染症その他給食を行うことに不適当な事由が生じたとき、又はやむを得ない事由により給食の実施が不可能になったときは、教育長の承認を得て、給食を停止することができる。

2 センター長は、前項の規定により給食を停止するときは、事前に校長へ通知しなければならない。

（献立予定表の交付）

第 7 条 センター長は、学校給食実施基準（平成 21 年文部科学省告示第 61 号）に基づき作成された献立予定表を校長を経て給食を受けている者に毎月交付しなければならない。

2 センター長は、前項の規定により交付した献立予定表の給食ができなくなったときは速やかに校長を経て給食を受けている者に通知しなければならない。

（給食費）

第 8 条 給食費は、給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者及び職員その他給食の提供を受ける者が負担する。

2 給食費の額は、次のとおりとする。

区分	1 食当たりの給食費の額
小学校児童	270 円
中学校生徒	315 円

小学校職員及び小学校の給食の提供を受ける者	270円
中学校職員及び中学校の給食の提供を受ける者	315円

3 前項の規定にかかわらず、食物アレルギー等のやむを得ない事由において飲用の牛乳を提供しない場合又は飲用の牛乳のみ提供する場合の給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、1食当たりの牛乳代は、当該年度の契約における牛乳の単価額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（以下「1食当たりの牛乳代」という。）とする。

(1) 飲用の牛乳を提供しない場合 1食当たりの給食費の額から1食当たりの牛乳代を減じて得た額

(2) 飲用の牛乳のみを提供する場合 1食当たりの牛乳代

4 前項に規定する場合を除くほか、食物アレルギー対応による給食費の減額は行わない。
(給食費の変更)

第9条 茂原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前条第2項に規定する給食費の額を変更するときは、学校給食運営会議の意見を聴くものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により変更した給食費の額を校長を経て児童及び生徒の保護者に通知するものとする。

(給食費の納付)

第10条 毎月の給食費は、翌月末日までに市が指定する金融機関に納付しなければならない。

(給食費の補助)

第11条 要保護及び準要保護児童生徒の給食費は、扶助費で賄う。

(職員の職及び職務)

第12条 給食センターに置かれる職員の職及び職務は、次のとおりとする。

職員	職	職務
事務職員	センター長	上司の命を受けて給食センターの事務を統轄し、所属職員を指揮監督する。
	副主幹	上司の命を受けて特定の事務を掌理する。
	係長	上司の命を受けて担当事務を統轄する。

	主査	上司の命を受けて特定の事務を掌理する。
	副主査	上司の命を受けて担当事務を掌理する。
	主事	上司の命を受けて給食センターの業務に従事する。
技術職員	主査	上司の命を受けて特定の事務を掌理する。
	副主査	上司の命を受けて担当事務を掌理する。
	栄養士	上司の命を受けて学校給食の栄養に関する専門的事務に従事する。
	技能主査 技能副主査 技能士	上司の命を受けて調理員として給食センターの業務に従事する。
事務員	主事補	上司の命を受けて主事の職務を助ける。
業務員	技能士	上司の命を受けて技能主査、技能副主査、技能士の職務を助ける。
	技能士補	

(職員の勤務時間)

第13条 職員の勤務時間の1日の割り振りは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 給食実施日 午前8時から午後4時45分まで
- (2) 給食休業日 午前8時30分から午後5時15分まで

(分掌事務)

第14条 給食センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 給食センターに係る文書の收受、発送及び保管に関する事。
- (3) 給食の栄養及び献立に関する事。
- (4) 給食の材料の調達に関する事。
- (5) 給食の調理に関する事。
- (6) 給食の配送及び回収に関する事。

(7) 給食センターの施設設備の維持管理に関すること。

(8) 給食センターの衛生管理に関すること。

(9) 給食費の賦課及び徴収に関すること。

(10) 食育の推進に関すること。

(11) その他給食業務に関すること。

(業務の委託)

第15条 教育委員会は、前項に掲げる事務の一部を適当と認める者に委託することができる。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年9月1日から施行する。

提案理由 茂原市学校給食センターの新設に伴い、管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものです。